

# 亀山市行財政改革大綱

(平成22年度～平成26年度)

～ 開かれた市政の推進と  
行財政運営の強化 ～

平成23年2月

亀 山 市



## はじめに

平成17年1月の合併により誕生した亀山市は、第1次総合計画に掲げる「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山」を目指し、市民の皆さんが「合併してよかった、住んでよかった」と実感できるまちづくりに努めてまいりました。また、平成18年3月には、「公正な市政運営と市民信頼度の更なる向上」を目標とした『亀山市行政改革大綱』を策定し、コンプライアンスと市民参画を基礎とした行政改革を推進してきました。

一方、近年の液晶関連産業の集積などにより市の財政構造は充実へとつながり、平成17年度から普通交付税の不交付団体として今日に至っておりますが、昨今の百年に一度と言われる厳しい経済状況が続く中、市税収入の減少により、従前の標準的な財政規模へと変化しつつあります。

このような中、将来を見据え、政策の優先度を今一度見直さなければならない、自治体経営の大きな転換点にあると考えております。

さらに、まちづくり基本条例に基づき、市長並びに全職員がその公の責務を全うすることはもとより、「自助・共助・公助」の考え方による、市民の皆さんとの役割分担や受益者負担の適正化についても、この機会に考えていただくことは意義深いことと思っております。

このため、平成22年度から平成26年度までの5か年を計画期間とした「亀山市行財政改革大綱」をここに定め、目標として掲げた「開かれた市政の推進と行財政運営の強化」に向け、協働によるまちづくりを基本とした「自立した独自の政策と仕組みへの転換」と「持続可能な健全財政の確立」の基本方針のもと、着実な行財政改革に取り組んでまいります。

平成23年2月

亀山市長 櫻井 義之

# 目 次

1. 亀山市行財政改革大綱策定の趣旨	
(1) 亀山市行政改革大綱（平成17年度～平成21年度）の検証	2
(2) 本市が抱える課題と行財政改革継続の必要性	3
2. 亀山市行財政改革大綱の目標・基本方針・視点	
(1) 目標	5
(2) 基本方針	6
(3) 視点	6
3. 亀山市行財政改革大綱の政策と施策	8
4. 亀山市行財政改革大綱のイメージ図	9
5. 亀山市行財政改革大綱の体系	10
政策 I. 透明な市政運営の推進	11
政策 II. 効果的・効率的な行政システムの構築	13
政策 III. 財政改革の推進	16
6. 亀山市行財政改革大綱の計画期間と推進	30
参 考 資 料	32

## 1. 亀山市行財政改革大綱策定の趣旨

### (1) 亀山市行政改革大綱（平成17年度～平成21年度）の検証

亀山市行政改革大綱実施計画期間において、亀山市は液晶関連産業の企業誘致などにより、市税収入が増加し、豊かな財政力を背景に、第1次亀山市総合計画前期基本計画における主要事業を着実に実施することができ、市民サービスの向上や市民協働参画の推進を図ってまいりました。

一方、安定的な財政基盤の中にあっても、このような時代にこそ行財政改革が必要であるとの認識のもと、公募による指定管理者の選定や事業仕分け結果に基づく検証により経費削減を図ってきました。

平成18年3月策定の「亀山市行政改革大綱」は、大きく「行政と市民との関係の変革」と「分権を担う行政システムの充実」から構成されており、平成17年度から平成21年度までの5か年の実施計画期間に90件の実施計画を掲げ、その内、期間内に達成した計画が83件、未達成となった計画が7件で、達成率は92%となっております。

未達成となった計画はもとより、達成できた計画についても更なる改革を要するものについては、亀山市行財政改革大綱に引き継いでいく必要があります。

主な成果といたしましては、

- 日曜窓口の開設による「市民サービスの向上」
- 協働事業の実施による「市民協働参画の推進」
- 運動施設、都市公園等の指定管理者の公募選定による「経費削減」
- 事業仕分け結果に基づく検証による「経費削減」
- 行政評価や人事考課制度の導入による「行政経営の改善」

などが挙げられ、行政改革は着実に推進できたものと評価しています。

特に、「市民協働参画の推進」については、他市の行政改革大綱にはない特徴的な取り組みであり、本市では、この5年間に飛躍的に市民参画の機会の拡充や市民の政策形成過程への参加が進みました。これらの集大成として、「まちづくり基本条例」を平成22年4月に施行し、本条例に基づくまちづくりがスタートしました。

## (2) 本市が抱える課題と行財政改革継続の必要性

\*平成17年度から平成22年度までの本市の財政状況は、歳入面においては、これまでの積極的な産業振興施策により、大規模な液晶関連産業の立地や既存企業の設備投資など活発な産業活動が行われ、市税収入の増加をもたらしました。

歳出面においては、安定的な財政基盤のもと、斎場建設や耐震補強などを計画的に実施してきたことにより都市基盤が充実する一方、施設設備の管理費などの物件費や医療費助成などの扶助費が増加してきました。

今後においては、ここ数年来の財政基盤を支えてきた市税収入において、生産設備の償却による固定資産税が年々減収するとともに、長引く景気低迷の影響による法人市民税の減収が見込まれ、さらに、建設事業費の増加に伴う公債費の償還ピークが平成23年度から平成26年度に予測されております。

亀山市行財政改革大綱の計画期間の終了年度である平成26年度においては、開始年度である平成22年度と比較すると、市税全体で約20億円の減収見込みとなっております。

このように厳しい財政状況の中、将来を見据え、「選択と集中」を基本姿勢に、政策の優先度を今一度見直さなければならない自治体経営の大きな転換点を迎えております。

一方、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少や社会保障費の増加は今後においても続くことが予想され、社会構造の変化に伴う価値観やライフサイクルの変化は市民ニーズの多様化をもたらしています。

また、地球温暖化をはじめとする地球環境問題は世界全体で対応すべきことであり、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築し、人と自然が共生する環境を次の世代に継承していかなければなりません。

さらに、市民の健康志向の高まりの中、心身ともに自立して暮らすことのできる「健康寿命」を延ばすための環境を整えていくことが課題となっており、また、核家族化の進行により世代間交流が希薄となり、地域に根ざした文化の次世代への継承が困難な状況となっています。

このような状況においては、地域の資源を活かしながら、政策の発想に「環

境」、「健康」、「文化」といった側面を組み込み、暮らしの質を高めていくことが重要なことでもあります。

亀山市においても、公共サービスなどの「公共」の領域は、そのほとんどを行政が担ってきましたが、就労形態の多様化、核家族化の進行、地域におけるつながりの変化などにより多様化、複雑化する市民ニーズに伴い「公共」の守備範囲は拡大し、\*新たな公共領域が生まれてきています。

そのため、「まちづくり基本条例」に沿って、市民一人ひとり、市民団体、地域団体、企業などの多様な主体が、行政との協働により新たな公共領域を担い、地域資源を活かしたまちづくりを進めていくことが必要となっております。

亀山市行財政改革大綱においては、以上のような現状に的確に対応するため、行財政改革の観点から次の取り組みを進め、行財政改革を継続していく必要があります。

- ① 市民ニーズの多様化や急速な少子高齢化により、まちづくりの課題は年々増加し、行政主体のまちづくりや行政サービスだけでは限界が生じてきており、新たな公共領域においては、市民との協働や市民が主体となったまちづくりを推進していくこと。
- ② 「適正な財政規模、身の丈に合った行政運営」へと転換し、市民の暮らしの質を高めるための施策を優先すること。

\*平成17年度から平成22年度までの本市の財政状況・・・P39-41 参照

\*「新たな公共領域」におけるサービスの一例・・・放課後子ども教室

地域におけるつながりの変化、核家族化の進行などに伴い、放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、地域・家庭・学校・行政が一体となって、空き教室等を利用して、勉強・スポーツ・文化活動を実施しています。

## 2. 亀山市行財政改革大綱の目標・基本方針・視点

### (1) 目 標

亀山市行政改革大綱においては、コンプライアンスと市民参画を基礎とし、『公正な市政運営と市民信頼度の更なる向上』を目標としておりました。

亀山市行財政改革大綱においては、亀山市行政改革大綱の目標を継承しつつ、選択と集中による持続可能な健全財政の確立が急務となっていることから、

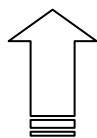
### 『開かれた市政の推進と行財政運営の強化』

を目標と定めます。

#### 【亀山市行政改革大綱】

##### 目 標

『公正な市政運営と市民  
信頼度の更なる向上』

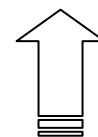


- ・コンプライアンス
- ・市民参画

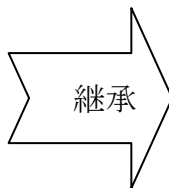
#### 【亀山市行財政改革大綱】

##### 目 標

『開かれた市政の推進と  
行財政運営の強化』



- ・透明な市政運営
- ・選択と集中による持続可能な健全財政の確立





## (2) 基本方針

『開かれた市政の推進と行財政運営の強化』の目標達成に向けて、協働によるまちづくりを基本とした「自立した独自の政策と仕組みへの転換」と「持続可能な健全財政の確立」を基本方針として定めます。

### 「自立した独自の政策と仕組みへの転換」

限られた経営資源を効果的・効率的に利用するなど、創意と工夫により、暮らしの質の向上を最優先とした独自の政策を実施できる仕組みへ転換します。

### 「持続可能な健全財政の確立」

職員一人ひとりが財政の危機意識を認識し、「選択と集中」による持続可能な健全財政を確立します。

## (3) 視 点

まちづくり基本条例を基本として、次の3つの視点を定め、常にこの視点を意識しながら、不断の行財政改革に取り組みます。

### ①市民への視点

まちづくり基本条例では、「市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、相互に尊重し、協力しあって、積極的にまちづくりを推進するよう努めなければならない。」と定められています。(第5条第1項)

そのため、新たな公共領域を市民一人ひとり、市民団体、地域団体、企業などの多様な主体が担い、市民の持つ力と行政の持つ特性を連携・協力していく「協働」によるまちづくりを進めていきます。

## ②行政経営の視点

まちづくり基本条例では、「市長は、効率的な行政運営が行われるよう努めなければならない。」と定められています。(第8条第2項)

そのため、市は「顧客本位」、「成果志向」、「コスト意識」などの民間経営の視点と発想を取り入れて、経営型の改革を実行することで、効果的・効率的な質の高い行政経営を進めます。

## ③財政運営の視点

まちづくり基本条例では、「まちづくりに当たっては、現在及び将来世代に対する責務を果たすため、持続可能なまちの構築に努めなければならない。」と定められています。(第15条)

そのため、「歳入に見合った歳出」という財政運営の基本に立ち、的確な財政見通しにより、持続可能な健全財政を目指します。

### 3. 亀山市行財政改革大綱の政策と施策

「開かれた市政の推進と行財政運営の強化」を目標と定め、協働によるまちづくりを基本とした「自立した独自の政策と仕組みへの転換」と「持続可能な健全財政の確立」の基本方針のもと、「市民への視点」、「行政経営の視点」、「財政運営の視点」に立った行財政改革に取り組むにあたり、次の3つの政策と15の施策を定めます。

#### 政策 I. 透明な市政運営の推進

- ①広報広聴機能の充実 ②役割分担に基づく市民協働の推進
- ③市民参画によるまちづくりの推進 ④市民サービスの向上
- ⑤入札契約制度の見直し

#### 政策 II. 効果的・効率的な行政システムの構築

- ①マネジメントシステムの再構築 ②民間活力の導入
- ③適正な定員管理の推進 ④職員の意識改革と人材育成
- ⑤事務事業の効率化 ⑥組織の活性化と横断的な執行体制の実現
- ⑦外郭団体のあり方を見直し
- ⑧国県からの権限移譲への積極的な取り組み

#### 政策 III. 財政改革の推進

- ①歳出構造の刷新
- ②歳入改革の推進

#### 4. 亀山市行財政改革大綱のイメージ図

### 基本方針

協働によるまちづくりを基本とした

「自立した独自の政策と仕組みへの転換」

「持続可能な健全財政の確立」



### 視点

①市民への視点

②行政経営の視点

③財政運営の視点

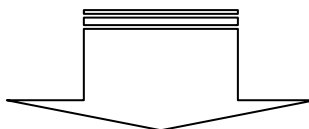


### 政策

I. 透明な市政  
運営の推進

II. 効果的・効率的な  
行政システムの構築

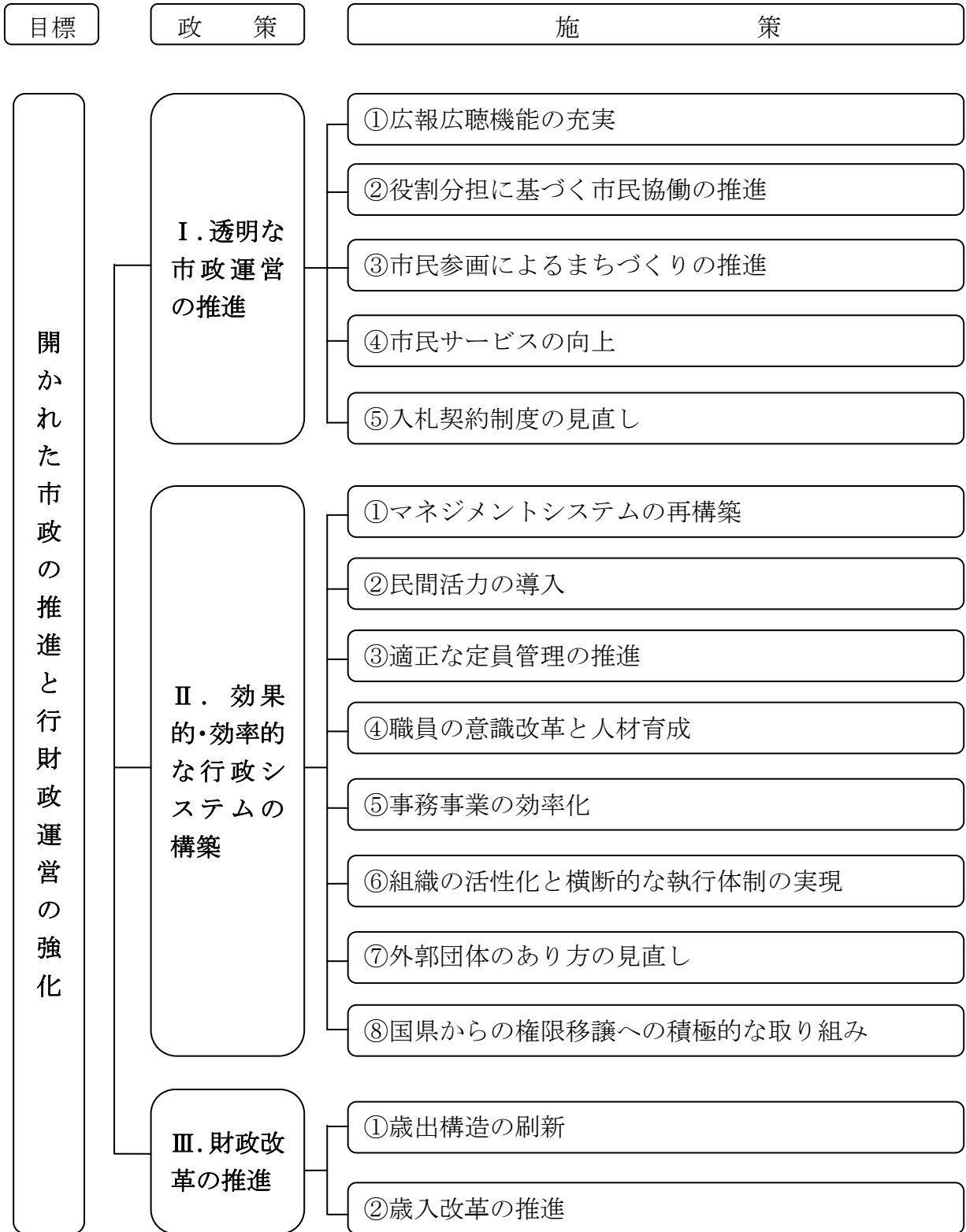
III. 財政改革の推進



### 目標

『開かれた市政の推進と行財政運営の強化』

## 5. 亀山市行財政改革大綱の体系



## 政策 I. 透明な市政運営の推進

本市では、市民に信頼される開かれた市政運営のため、市政情報の各種媒体による積極的な発信をはじめ、行政出前講座の開催、情報公開制度に基づく適切な情報公開を行うとともに、パブリックコメント制度の活用により、各種計画への市民の意見を反映してまいりました。

また、市の事業の実態を広く市民に知っていただくため、事業仕分けを公開の場で実施し、開かれた市政運営に努めています。

一方、「亀山市協働の指針」を策定し、市民と行政がそれぞれの持つ知恵や情報などを出し合って、ともにまちづくりに取り組んでまいりました。

今後においても、市民と行政がより一層の信頼関係の上に、それぞれの役割と責任を分担しつつ、パートナーとして、ともに手を携えてまちづくりを進めることが重要なことから、更なる透明な市政運営を推進していく必要があります。

### ① 広報広聴機能の充実

広報・ホームページ・ケーブルテレビなどを通じて、行政情報を市民にわかりやすい内容で提供することによって、市民と行政がまちづくりのビジョンや情報を共有し、また、市民の声を可能な限り市政に反映させるための広聴機能を充実します。

**主な事業** ◎市民記者 ◎市長への手紙 ◎メールモニター

### ② 役割分担に基づく市民協働の推進

行政の責任を明確にし、市民一人ひとり、市民団体、地域団体、企業などの多様な主体が地域社会における役割を認識し、公共サービスの担い手としての自発的・積極的な参画・協働が展開されるよう、仕組みを整えていきます。

**主な事業** ◎イベントの在り方見直し ◎各種団体の自立促進

### ③市民参画によるまちづくりの推進

まちづくり基本条例が示す「市民力・地域力の向上」の実現のため、市政への市民参画機会の拡充を図り、市民が主役のまちづくりを推進します。

- 主な事業**
- ◎まちづくり基本条例推進事業
  - ◎人材バンクの設置・活用
  - ◎ミニ市場公募債発行の検討

### ④市民サービスの向上

市民のライフスタイルの変化や多様化に合わせ、市民にとって便利なサービスを提供するとともに、個々の行政サービスの質を向上させる工夫を職員自らが実践することにより、行政サービス全体の底上げを図ります。

- 主な事業**
- ◎コンビニ収納
  - ◎役所言葉の見直し

### ⑤入札契約制度の見直し

入札契約制度においては、公共調達における競争性、公平性、透明性を向上させながら、入札から完成に至るまで、契約の確実な履行と品質の確保に努めます。

- 主な事業**
- ◎入札契約制度改革
  - ◎委託業務等の複数年契約の導入

## 政策 II. 効果的・効率的な行政システムの構築

本市では、新たな行政課題や市民ニーズに即応した施策を機動的、機能的に展開できるよう、平成18年度には部・室制度を導入し、組織全体としての質の向上を目的とした行政経営品質の向上に取り組んできました。

平成19年度からは、顧客は誰であるかとの認識のもと、各部室の使命・目標を設定し、行政サービスの市民満足度の向上を図り、これらを担っていく職員に対しては人事考課制度の導入により、自己の目標達成だけにとらわれず、助け合って目標を達成する職場の環境づくりを進めてきました。

これらの行政システムの導入により、本市の組織の総合力は高まってきましたが、システム間の連携については弱いところがあり、また、行政評価については事務事業評価にとどまるなど、システムを再構築する必要があります。

また、自立した独自の政策と仕組みへの転換として、国県からの権限移譲に取り組む必要があります。その前提としては、権限と財源の一体的な移譲を求める必要があります。

厳しい財政状況の中、本市の行財政改革を一層進めるためには、日々の業務すべての基本である「コミュニケーション」と、迅速な意思決定と庁内分権である「スピード」、コンプライアンスの重視と説明責任である「透明性」の3つのスローガンのもと、より一層の効果的・効率的な行政システムを構築していく必要があります。

### ① マネジメントシステムの再構築

現在運用しているマネジメントシステムの効果を検証し、そこから判明した課題については運用改善を行い、組織力の向上を図ります。

**主な事業** ◎庁内マネジメントシステムの見直し

### ② 民間活力の導入

行政と民間との役割分担を明確にし、サービスの質の向上や効率化を進める観点から、外部委託や指定管理制度などの民間活力の導入を図ります。



- 主な事業** ◎保育所在り方検討委員会の開催 ◎図書館の在り方の検討  
◎水道業務の受付、料金部門の民間活用の検討

### ③適正な定員管理の推進

厳しい財政状況の中、多様化する行政需要に弾力的に対応するなど、事務事業の見直しと連携した適正な定員管理を行います。

- 主な事業** ◎定員適正化計画の策定・実施

### ④職員の意識改革と人材育成

市民のニーズや新たな行政課題を的確に捉え、柔軟かつ迅速に対応するため、研修制度の充実などにより職員一人ひとりの能力をさらに高め、すべての職員が行政改革を自らの問題として認識し、より質の高い行政サービスを提供できる人材となるよう、育成に努めます。

- 主な事業** ◎長期研修計画の策定と研修体制の確立  
◎復職支援プログラムの導入検討  
◎ワーク・ライフ・バランス率先行動  
◎エコ通勤の実施

### ⑤事務事業の効率化

限られた財源と適正な人員で、市民サービスに対する最大の効果を上げることを基本として、事務事業について、行政関与の必要性、行政効率・効果等を検証し、再編・整理を図ります。

- 主な事業** ◎非常勤職員任用業務の民間委託の検討  
◎部内庶務部門設置の検討

## ⑥組織の活性化と横断的な執行体制の実現

迅速な意思決定を図るため、各部におけるマネジメント機能を充実するとともに、部局の枠組みにとらわれない柔軟でスピード感のある、コミュニケーションを重視した執行体制を実現します。

- 主な事業**
- ◎企画調整体制構築の検討
  - ◎市民ニーズの効率的な把握

## ⑦外郭団体のあり方の見直し

外郭団体の自主性・自立性を高め、簡素で効率的な運営を実現するため、財政的・人的支援など市の関与のあり方を見直します。

- 主な事業**
- ◎財団法人 亀山市地域社会振興会の経営の健全化
  - ◎社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会の経営の健全化
  - ◎社団法人 亀山市シルバー人材センターの経営の健全化

## ⑧国県からの権限移譲への積極的な取り組み

地域のことは地域で解決することができる仕組みを築いていくために、住民の利便性向上を目的とした権限移譲に取り組みます。

- 主な事業**
- ◎権限移譲の調整

## 政策 III. 財政改革の推進

### 1. 本市の財政状況 ～中期財政見通し～

本市では現在の財政状況を踏まえ、今後の財政運営の基礎資料となる「亀山市中期財政見通し」（平成22年度～26年度）を作成しました。

「亀山市中期財政見通し」では、現在の事業規模を維持した場合、平成22年度から26年度までの歳入歳出差引額の累計が80億円を超え、また、24年度の当初予算を最後に財政調整基金が底をつくこととなり、その後の財政運営が行き詰まることとなります。

亀山市の身の丈にあった予算規模としては、現時点での目安として市税収入が安定すると予測される平成25・26年度の歳入見込額である約170億円がひとつの案として考えられます。この170億円の予算規模を確保するためには、一例として、平成26年度に財源不足となる約20億円について、23年度から26年度までの4年間で除した5億円を各年度における削減目標として設定しています。

※なお、平成21年度決算の剰余金による財政調整基金への積み立て等については加味されておりません。また、今後も市税収入や社会経済状況の変化及び国の地方税制度をはじめとする地方財政制度等の動向によっては、財政見通しに変化が生じるものであることから、第1次亀山市総合計画・後期基本計画策定に合わせて見直しを行うものとします。

## 中期財政見通し資料

(期間：平成22年度～平成26年度)

(単位：百万円)

項 目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
歳入	1 地方税	11,761	10,791	10,174	9,796	9,796
	2 地方交付税	419	743	874	1,106	1,106
	うち普通交付税	419	543	674	906	906
	3 国庫支出金	1,694	1,455	1,477	1,416	1,416
	4 県支出金	1,159	1,064	960	988	988
	5 市債	2,527	1,842	1,968	1,139	1,139
	6 その他	2,097	2,328	2,502	2,611	2,419
	うち減債基金繰入金	0	330	504	614	421
計	19,657	18,223	17,955	17,056	16,864	
歳出	1 人件費	3,541	3,603	3,753	3,689	3,894
	うち退職手当	88	208	371	290	525
	2 扶助費	2,699	2,684	2,689	2,694	2,694
	3 物件費	4,074	3,906	3,898	3,851	3,818
	4 補助費等	1,109	1,135	1,046	1,033	1,032
	5 公債費	2,416	2,778	2,879	2,966	2,774
	6 普通建設事業費	4,426	2,996	2,946	1,845	1,845
	7 その他	2,630	2,528	2,623	2,725	2,805
うち国保会計赤字補てん	130	0	33	83	136	
計	20,895	19,630	19,834	18,803	18,862	
<b>歳入歳出差引額 ①</b>		<b>△ 1,238</b>	<b>△ 1,407</b>	<b>△ 1,879</b>	<b>△ 1,747</b>	<b>△ 1,998</b>
<b>削減目標額 ②</b>		—	500	500	500	500
<b>(H23以降の削減累計)</b>			<b>(500)</b>	<b>(1,000)</b>	<b>(1,500)</b>	<b>(2,000)</b>
<b>削減後財源不足額 ①+②</b>		<b>△ 1,238</b>	<b>△ 907</b>	<b>△ 879</b>	<b>△ 247</b>	<b>2</b>
財政調整基金	前年度末残高	3,944	3,017	1,918	344	△ 1,102
	取り崩し額	1,238	1,407	1,879	1,747	1,998
	積立額	311	308	305	301	300
	<b>年度末残高</b> <b>(削減後残高)</b>	<b>3,017</b>	<b>1,918</b>	<b>344</b>	<b>△ 1,102</b>	<b>△ 2,800</b>
		<b>(2,418)</b>	<b>(1,844)</b>	<b>(1,898)</b>	<b>(2,200)</b>	
減債基金	前年度末残高	1,432	1,732	1,702	1,498	1,184
	取り崩し額	0	330	504	614	421
	積立額	300	300	300	300	300
	<b>年度末残高</b>	<b>1,732</b>	<b>1,702</b>	<b>1,498</b>	<b>1,184</b>	<b>1,063</b>
地方債	前年度末残高	21,113	21,590	21,010	20,442	18,943
	借入額	2,527	1,842	1,968	1,139	1,139
	償還元金	2,050	2,422	2,536	2,638	2,474
	年度末残高	21,590	21,010	20,442	18,943	17,608
財政力指数(単年度)		1.032	0.986	0.939	0.908	0.908
(再掲) 繰出金	国民健康保険事業	354	235	271	323	376
	うち赤字補てん	130	0	33	83	136
	老人保健事業	1	0	0	0	0
	後期高齢者医療事業	417	427	436	446	457
	農業集落排水事業	283	311	331	350	336
	公共下水道事業	373	355	386	411	438
	病院事業	307	326	325	325	327
	うち赤字補てん	199	196	195	195	197
	合 計	1,735	1,654	1,749	1,855	1,934
うち赤字補てん	329	196	228	278	333	

※ 財政調整基金繰入金は、歳入に含まない。

## 2. 「財政改革の基本方針」策定の必要性

地方分権が進展する中、急激な社会経済情勢の変化に的確に対応し、市民生活に密着した各種行政サービスを永続的、安定的に提供するよう、将来を見越した計画的かつ余裕度を持った財政運営を行っていきます。このため、次の取り組みが必要です。

①厳しい財政状況の中、市民ニーズを的確に捉えたサービスとその質を確保していくためには、費用対効果による「選択と集中」を基本姿勢に、大胆かつ早期に事業の統合・縮小・休廃止を含めた見直しを行い、5万都市として「適正な財政規模、身の丈に合った行政運営」への転換を図ります。

②中期財政見通しが示すとおり、厳しく先行き不透明な財政状況の中、歳入歳出の均衡を図るためには、歳出と歳入の両面において徹底的な見直しを行い、安定した財政基盤を確立します。

③「まちづくり基本条例」の規定に基づき、市民と行政との役割分担を考え、行政サービスの受益と負担についても検討します。

④市立医療センターの医師不足による経営悪化に伴う赤字補填、さらには国民健康保険事業の経営悪化による赤字補填があり、恒常的な赤字補填は一般会計において大きな負担となっているため、経営の健全化に努めます。

⑤公債費の償還ピークが平成23年度から26年度に予測されることから、今後においては、更なる起債抑制を図り財源の硬直化の緩和に努めます。

### 3. 「財政改革の基本方針」の基本理念・目標・方針

厳しい財政状況の中、第1次亀山市総合計画に掲げる施策の実現を図るために、本基本方針の基本理念を『持続可能な健全財政を目指して』と定めます。

この基本理念を具現化するために、本基本方針の目標を『平成26年度における財政収支の均衡～20億円の財源不足の解消～』と定めます。

この目標の達成に向けて、次の2つの方針を定めます。

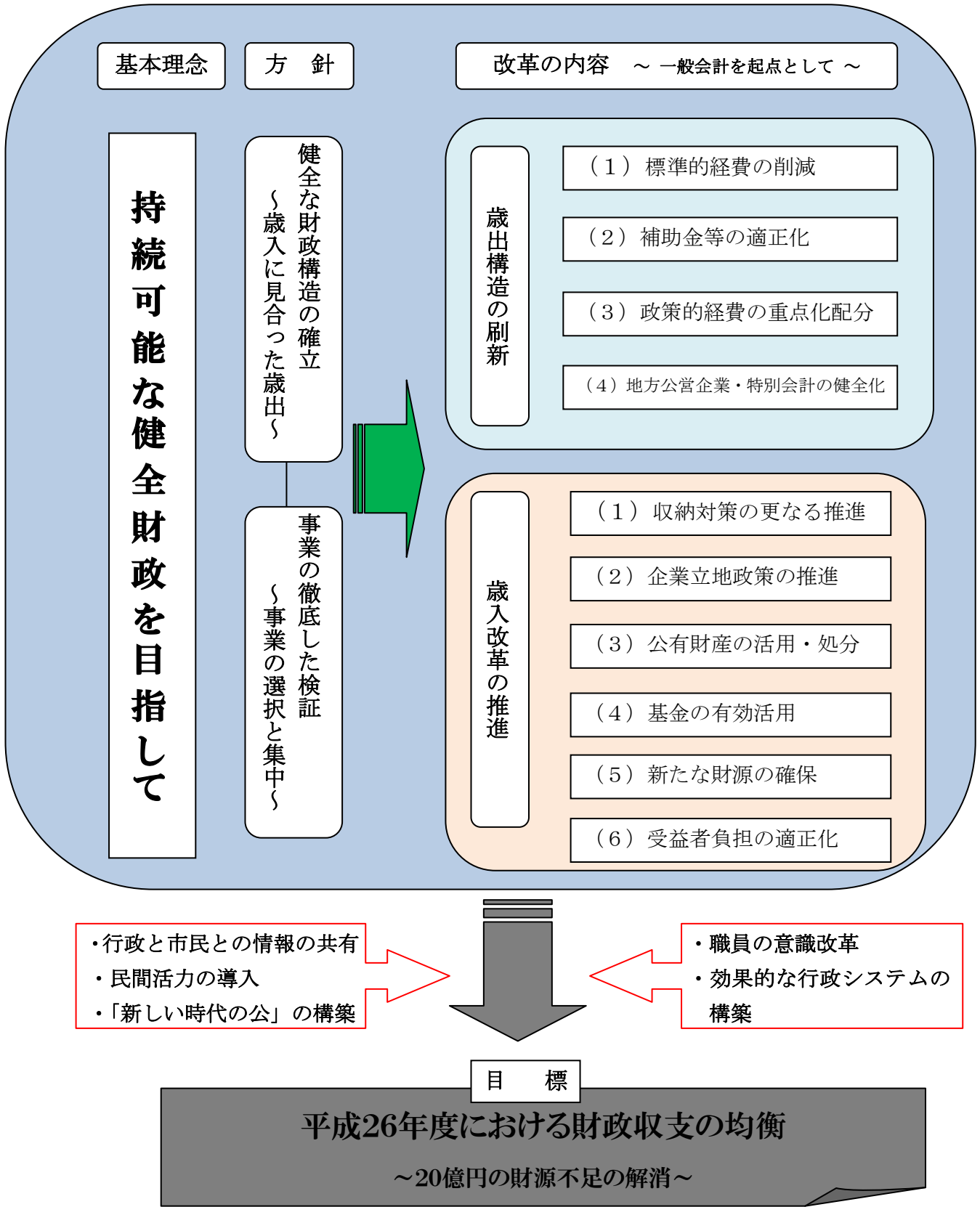
#### (1) 健全な財政構造の確立 ～歳入に見合った歳出～

厳しい財政状況の中、的確な財政見通しにより「歳入に見合った歳出」に徹底することを基本姿勢としながらも、暮らしの質の向上を最優先とした施策・事業を実施できるよう、創意と工夫により最小の経費で最大の効果を上げることで、健全な財政構造を確立します。

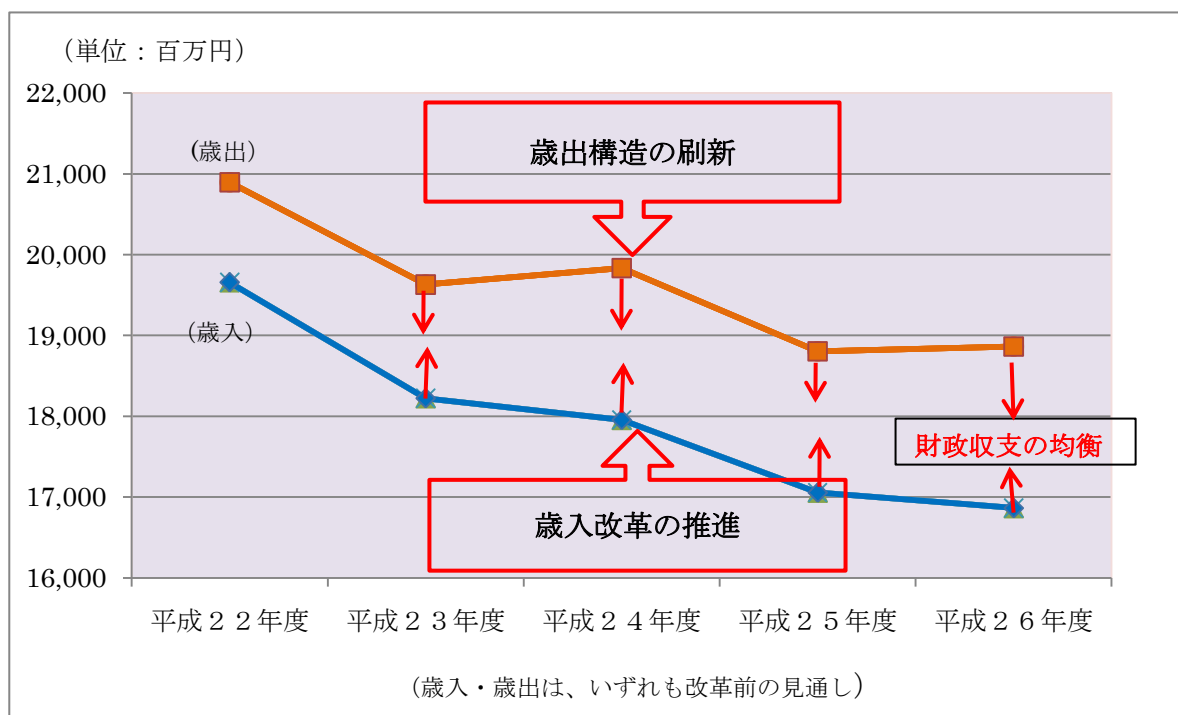
#### (2) 事業の徹底した検証 ～事業の選択と集中～

市民ニーズが多岐に渡る中、限られた経営資源で市民満足度を高めるためには、「あれも、これも」と取り組むのではなく、「今、何を優先して取り組むべきか」を戦略的に考え、人材、財源、施設、情報などの経営資源を効果的・効率的に活用し、最大の成果を生み出します。このことにより、市民満足度の向上を図ります。

# 「財政改革の基本方針」の体系図



目標である「平成26年度における財政収支の均衡」を達成するために、「歳出構造の刷新」、「歳入改革の推進」に取り組みます。



#### 4. 改革に取り組む視点

改革を推進するにあたっては、次の視点を定め、常にこの視点を意識しながら、不断の改革に取り組めます。

##### 【職員の意識改革】

全ての職員が財政状況に対する危機意識を持ち、行財政改革を自らの問題として認識し、積極的な意欲と行動力を持って主体的な改革に取り組めます。

##### 【選択と集中】

- 改革にあたっては、人件費や物件費等の経常経費の削減に努めるとともに、当初の目的を達成した事業や、市民ニーズが低下した事業については、\*スクラップ・アンド・ビルドの考えのもと見直しを進めます。



- 暮らしの質の向上を最優先とした「選択と集中」により、事業の縮小・繰り延べ・統合・廃止など徹底した見直しを行い、事業の優先順位を決定します。

【参画・協働 ～新しい時代の公の構築～】

- 市民に財政状況を分かりやすく公表することにより、情報を共有し、まちづくりのパートナーである市民の理解と協力を得ます。
- 市民と行政が担う役割や範囲を明確にしながら行財政改革の取り組みに努めます。
- 市民の理解を得ながら受益者負担の適正化について検討をはじめます。

\*スクラップ・アンド・ビルド…不要、不急の事業の見直しを進め、市民ニーズを的確に捉えた事業に経営資源を重点的・集中的に投入すること。

## 5. 改革の内容 ～一般会計を起点として～

### ①歳出構造の刷新

#### 1) 標準的経費の削減

標準的経費については、事務事業の見直しや効率的な行政運営により、徹底した経費の削減に努めます。

##### (1) 消費的経費

###### (ア) 人件費

- 定員の適正化を図り、臨時職員を含めた総人件費の抑制を図ります。
- 事務事業の見直し及び管理職のマネジメントにより、時間外勤務の削減や各種手当等の見直しを図ります。

###### (イ) 扶助費

国・県の制度基準を上回るサービス及び市単独のサービスを検証し、統合、縮減、又は廃止の見直しを検討します。

###### (ウ) 物件費

賃金や施設設備、情報機器などの維持管理費の増により年々増加傾向にありますが、委託業務の内容の見直しを行うなど、徹底した削減に努めます。

###### (エ) その他

- 標準的な投資的経費は、必要度、緊急度に基づいた事業の選択に努めます。
- 公共施設の統廃合を含め適正配置を検証し、資産を効率よく管理する  
\*アセットマネジメントの考え方を念頭に所有資産の効率的な維持管理に努めます。

- 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会、財団法人亀山市地域社会振興会、社団法人亀山市シルバー人材センター等の外郭団体については、より一層の経営の健全化を進めます。

## (2) その他の経費

### (ア) 公債費

- 可能な限り市債の発行を抑制するとともに、発行にあたっては、交付税措置のある有利な市債の発行を行います。  
(計画期間の目標公債費負担比率・・・15%以下の維持)
- 市民参画意識の向上の観点から、「ミニ市場公募債」の発行について検討します。

### (イ) その他

- 職員の創意工夫と意識改革によりコスト意識を高める中で、徹底した効率的な執行により削減を図り、経常収支比率の抑制に努めます。  
(計画期間の目標経常収支比率・・・70%台の維持)
- 「行政評価」「事業仕分け」をツールとしながら、徹底した事業の見直しを行うとともに、各部で\*シーリングを実施し、一定の枠の範囲での予算編成を行います。

\*アセットマネジメント … 資産について、最適な時期、規模による投資を行うことによりその価値を高め、利益の最大化を図ることを目的としています。また、単なる資産の管理だけでなく、最適な配置にするための取得、処分も含まれます。

\*シーリング … あらかじめ予算要求の限度額を設定する予算編成手法の1つで、要求枠などとも言われ、財政環境の厳しい時期にとられることの多い手法です。

主な事業	◎行政委員報酬の日額化	◎市単独サービスの見直しの検討
	◎委託業務経費の削減	◎予算編成改革

## 2) 補助金等の適正化

補助金等の適正化を図るために、平成20年6月策定の「補助金・負担金の適正化に関する基準」及び22年3月の亀山市行政改革推進委員会からの「補助金のあり方答申書」を踏まえ、補助金の目的、成果等を十分検証し、市民ニーズを的確に捉えた上で、補助金の内容の見直しを行います。

**主な事業** ◎補助金の適正化

## 3) 政策的経費の重点化配分

政策的経費については、「選択と集中」により、事業の効率化・重点化を進めます。

- 「行政評価」や「事業仕分け」をツールとしながら、「選択と集中」により重点化事業とその他の事業を峻別し、事業の縮小・繰り延べ・統合、廃止など徹底した見直しを行うとともに、施策の優先順位を決定します。
- 公共施設（建物）については、既存施設の有効活用を図り、原則として新たな事業は抑制します。

**主な事業** ◎事業仕分けの実施

## 4) 地方公営企業・特別会計の健全化

### (1) 地方公営企業

使用料の見直しや徴収率の向上など、収入の増加に努め、事業の経費は、主として事業の経営に伴う収入を充てるという基本原則を再確認し、経営の健全化に努めます。

## (2) 特別会計

独立採算制を基本原則に掲げ、経営の健全化に努め、特に徴収率の向上に向けて数値目標を掲げて取り組むとともに、歳入確保、経費の縮減に努め、一般会計からの繰出しに依存しないような経営の健全化に努めます。

- |      |                    |
|------|--------------------|
| 主な事業 | ◎水道ビジョンに基づく水道事業の推進 |
|      | ◎病院経営の健全化          |
|      | ◎関ロジの方針の明確化        |
|      | ◎下水道事業の公営企業会計の導入準備 |
|      | ◎国民健康保険税の見直しの検討    |

## ②歳入改革の推進

### 1) 収納対策の更なる推進

自主財源の充実や市民負担の公平性・信頼性の観点から、市税等の収納対策の更なる強化に取り組みます。

- 市税滞納者に対する差押えなど滞納処分の強化による徴収率の向上を図ります。
- 各種使用料など債権の徴収体制の強化による収納率の向上を図ります。

**主な事業** ◎債権回収管理条例の制定

### 2) 企業立地政策の推進

地域のポテンシャルを活かし、県との連携を図りながら、地域経済の安定と好循環に寄与する企業を積極的に誘致し、安定的な財源確保に努めます。

### 3) 公有財産の活用・処分

公有財産の有効活用・処分による財源確保に努めます。

- 普通財産、国有財産の譲与による赤字等、行政財産として利活用が見込めない財産については、積極的に売却処分や貸付を推進します。
- 行政財産目的外使用料及び普通財産貸付料については、他団体等との比較により料金設定の妥当性を検証し、受益者負担の適正化を図ります。

**主な事業** ◎普通財産の有効活用・売却  
◎行政財産及び普通財産の貸付料の見直し

#### 4) 基金の有効活用

基金については、計画的な積み立てと有効的な活用に努めます。

- 公債費負担の軽減を図るため、公債費の償還財源となる減債基金への積み立てを計画的に行います。
- 経済事情の影響による財源不足が生じたときなど、年度間の財源の不均衡を調整するため、計画的な財政調整基金の積み立てを行います。  
(年度末残高・・・20億円以上を維持)
- 厳しい財政状況の中、財源確保を図るため特定目的基金や定額運用基金の積立、運用など、基金の必要性及びあり方を検討します。

**主な事業**      ◎基金の検討

#### 5) 新たな財源の確保

広報誌・ホームページ・ケーブルテレビ等による広告収入や森林・林業施策に関し、森林を整備することによって生まれる温室効果ガスの吸収量等を企業等へ売却する\*カーボンオフセットなど新たな財源の確保に努めます。

\*カーボンオフセット … 企業等が、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）の購入等により、自らの排出量の全部または一部を埋め合わせること

**主な事業**      ◎広告収入の導入  
                  ◎カーボンオフセットの検討

## 6) 受益者負担の適正化

使用料・手数料の受益者負担金は、特定の市民に提供するサービスの対価であるため、公平性の観点から市民の理解を得ながら、適正化を図ります。

- ▶ 新市施行後、一度も検討がなされていないものについて重点的に見直しを図ります。
- ▶ 他団体等との比較により料金設定の妥当性を検証し、受益者負担の適正化を図ります。

### 主な事業

- ◎白鳥の湯入浴料の見直し
- ◎市運行バス運賃の見直し
- ◎動物火葬炉使用料の見直し
- ◎幼稚園保育料の見直し
- ◎保育所保育料の見直し
- ◎事業系一般廃棄物処理手数料の見直し
- ◎職員駐車場の有料化の検討



## 6. 亀山市行財政改革大綱の計画期間と推進

### 計画期間

大綱の計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とし、平成26年度を目標年度とします。

実施計画の期間は、平成22年度からの2年間で前期実施計画とし、前期実施計画に関する必要な見直しを平成23年度に行った上で、平成24年度からの3年間の後期実施計画を定め、状況に応じて大綱の一部についても見直すこととしています。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
------------	------------	------------	------------	------------

### 前期実施計画

見直し

後期実施計画

### 推進

大綱を計画的に実施するために、大綱に定めた15の施策に基づき、主な事業について実施計画を策定し、社会情勢の変化や改革の進行状況に応じ改定を行います。

実施計画（Plan）に盛り込まれた事業については、所管室が主体的に取り組み（Do）、検証し（Check）、その結果を毎年度「亀山市行政改革推進委員会」に報告しご意見をいただき、見直しを実施していく（Action）、PDCAマネジメントサイクルによる進行管理を行います。

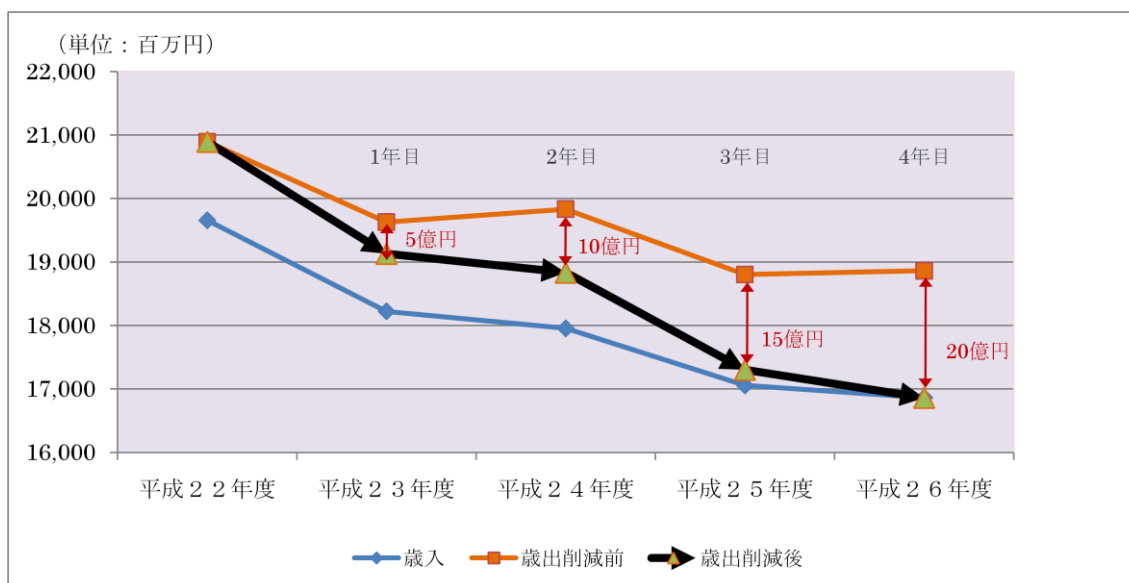
行財政改革の推進にあたっては、まちづくりのパートナーである市民の理解と協力が不可欠です。そのため、市広報やホームページなどを通じて、計画の内容や進捗状況を周知し、情報の共有に努めてまいります。



# 参 考 資 料

● 中期財政見通しによる削減計画	33
● 平成 22 年度亀山市一般会計当初予算	34
● 平成 22 年度当初予算他市及び類団比較	35
● 主要な財政指標（一般会計）の年度推移	37
● 実質単年度収支の推移	38
● 一般会計（歳入・歳出）の推移	39

◎中期財政見通しによる削減（例）



・中期財政見通しでは、平成26年度に170億円規模の予算を確保するために、平成26年度に財源不足となる約20億円に対して、23年度から26年度までの4年間で除した5億円を各年度における削減目標とし、削減前の歳出見込額から5億円ずつ加算した額を削減して、歳入歳出の均衡を図るものとしている。

なお、各年度における5億円の削減についての考え方は、次の表のとおりである。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年度別削減 (対22年度)				5億円削減
			5億円削減	→
		5億円削減	→	→
	5億円削減	→	→	→
削減累計 (対22年度)	5億円	10億円	15億円	20億円

●平成22年度亀山市一般会計当初予算

(単位:千円)

行ラベル	値			一般財源
	合計 / 予算額	合計 / 充当額	合計 / 一般財源	
■01: 義務的経費	8,108,163	1,537,917	6,570,246	
01: 人件費	3,636,167	161,640	3,474,527	
03: 公債費	2,416,161	567	2,415,594	
04: 法令等	2,055,835	1,375,710	680,125	
■02: 標準的経費	7,719,557	1,274,545	6,445,012	
01: 人件費	17,819	643	17,176	
02: 貸金等	678,933	201,928	477,005	
05: 条例等	431,305	132,625	298,680	
06: 施設経費	2,210,748	443,770	1,766,978	
07: 設備経費	331,648	18,058	313,590	
08: 投資的経費	632,550	84,250	548,300	
09: 繰出金	1,734,516	137,950	1,596,566	
99: -	1,682,038	255,321	1,426,717	
■03: 政策的経費	5,067,280	2,605,684	2,461,596	
01: 人件費	7,752	2,925	4,827	
02: 貸金等	159,225	16,483	142,742	
08: 投資的経費	3,576,317	2,288,272	1,288,045	
99: -	1,323,986	298,004	1,025,982	
<b>総計</b>	<b>20,895,000</b>	<b>5,418,146</b>	<b>15,476,854</b>	

01: 義務的経費

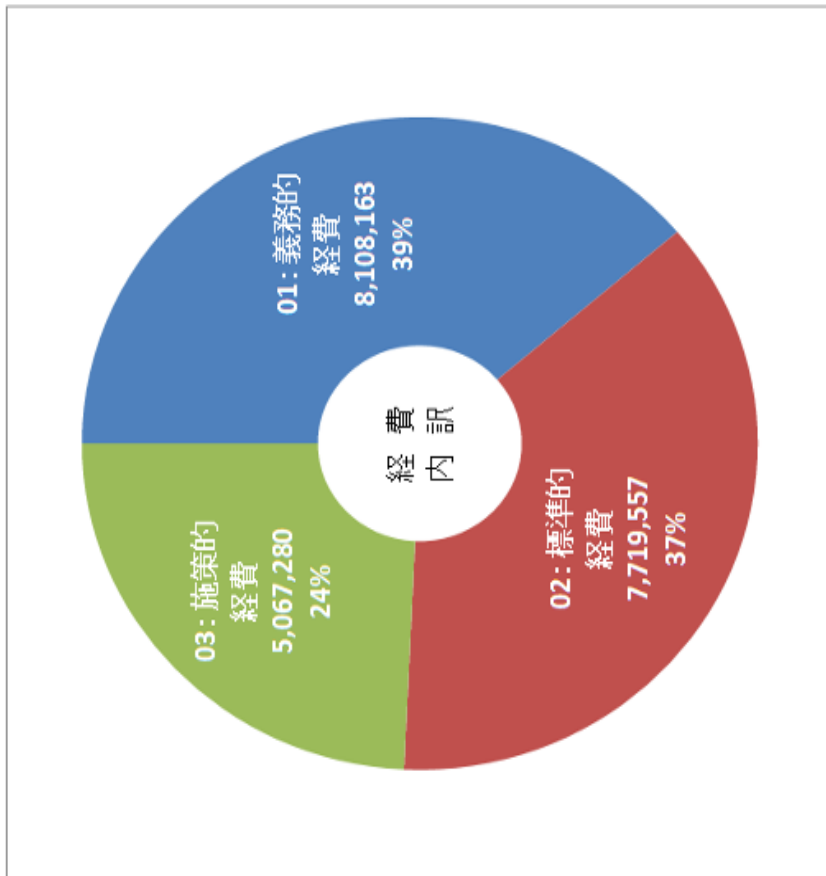
01: 人件費  
03: 公債費  
04: 法令等

02: 標準的経費

01: 人件費  
02: 貸金等  
05: 条例等  
06: 施設経費  
07: 設備経費  
08: 投資的経費  
09: 繰出金  
99: -

03: 政策的経費

報酬、給与、職員手当等  
市情元利償還金等  
法令等に基づく経費  
〈職員互助会補助金:11,819、消防団員退職報酬費:6,000〉  
貸金  
亀山市補助金交付要綱等に基づき支出する経費  
施設(庁舎、道路等)にかかる管理経費等  
設備(公用車、システム等)にかかる経費  
他会計への繰出金  
その他(施設や設備外の委託料、旅費、条例等に伴わない補助金)負担  
金等上記種別に該当しない経費  
政策的経費

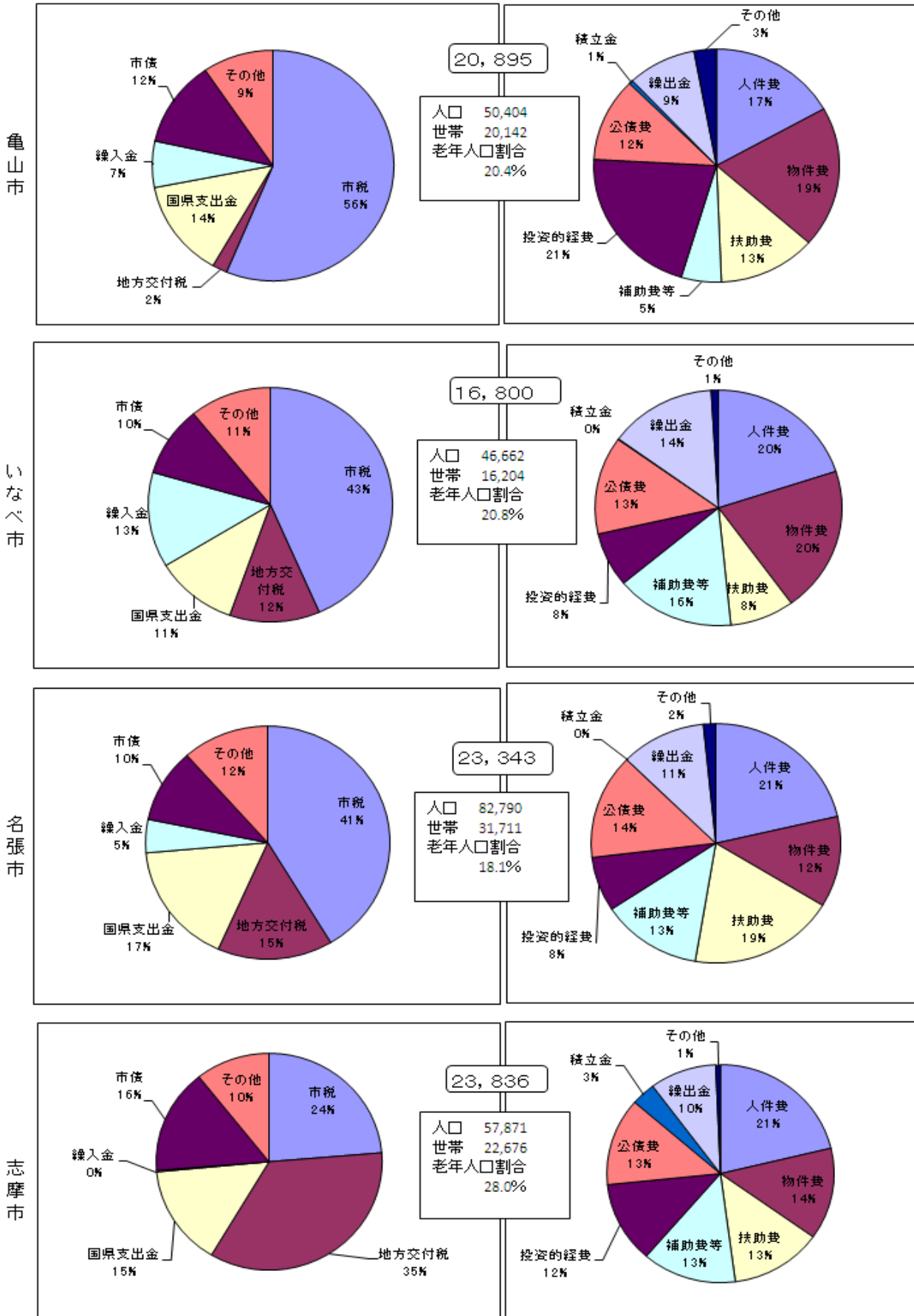


平成22年度亀山市一般会計当初予算を、人件費・公債費・法的義務費である「義務的経費」、また一定の行政事務であるが、実施方法に市の裁量におよぶ「標準的経費」、そして主要事業である「政策的経費」に分類した。  
中期財政見通し(示す削減計画を実施していくにあたり、義務的経費である約811億円(一般財源約666億円)については、今後必要となる経費で削減していく経費であることから、標準的経費の内、実施方法に裁量がおよぶもの、また政策的経費において削減を行う必要がある。

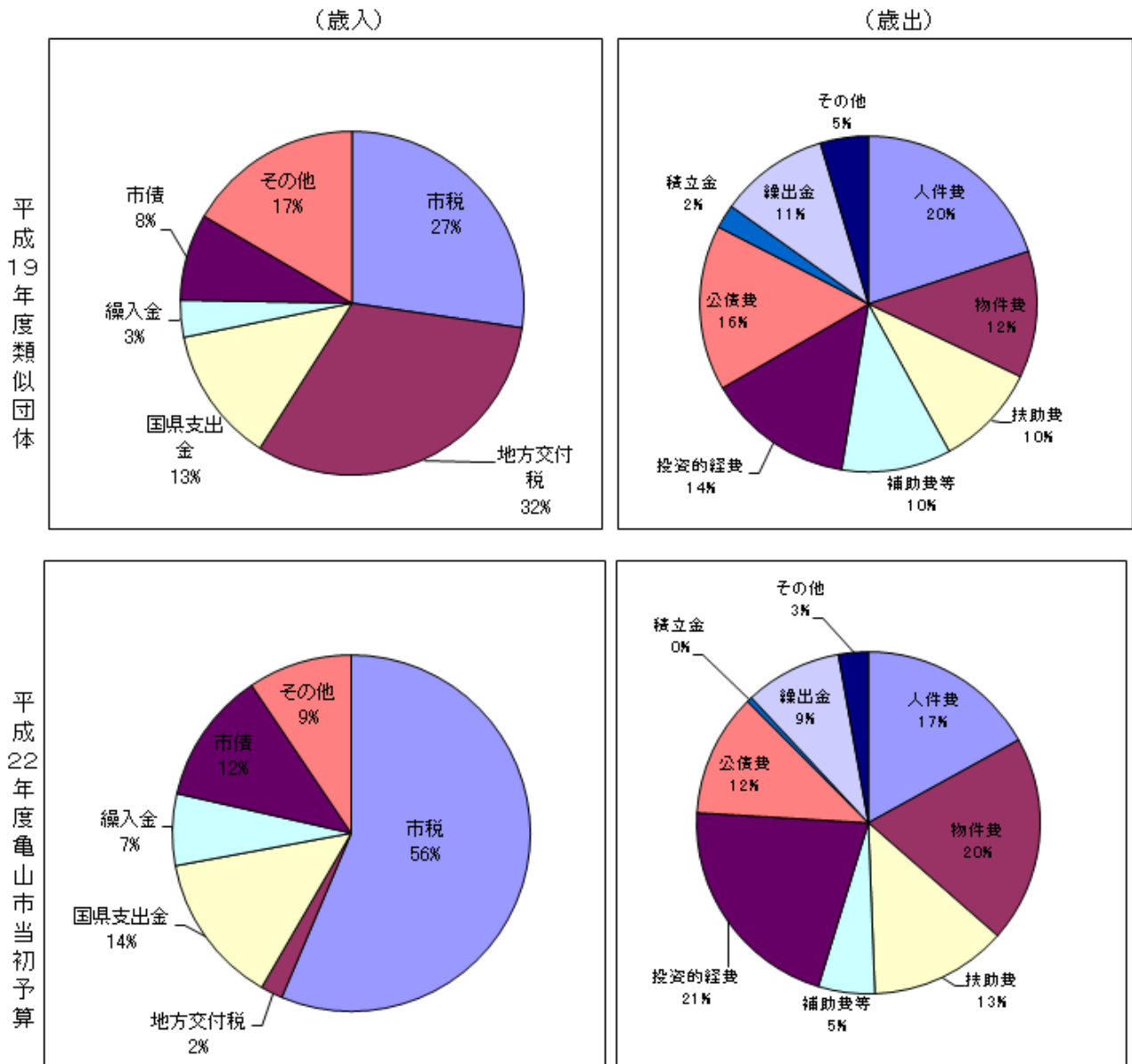
平成22年度当初予算ベース  
(歳入)

(百万円)

(歳出)



\*人口・世帯 … H22. 4. 1現在 老年人口割合 … H17国勢調査



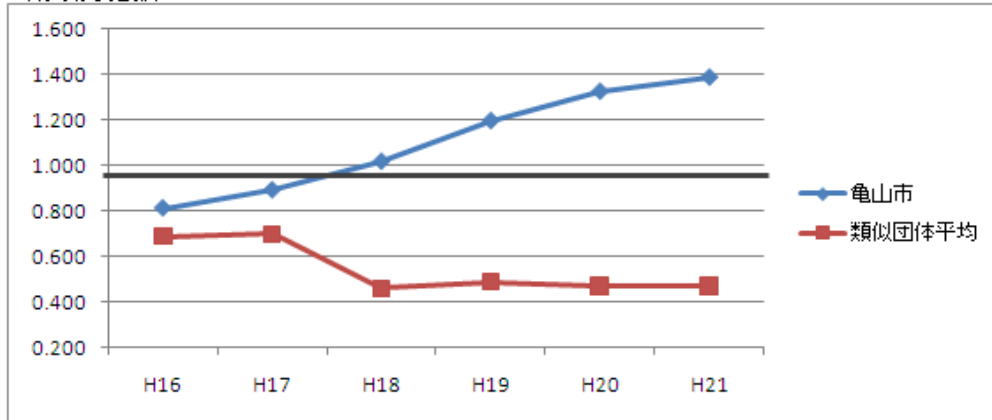
(分析結果)

歳入	市税	類団、他3市と対比し、割合が大きい。
	地方交付税	類団、他3市と対比し、割合が小さい。(市税との反比例)
	国県支出金	類団、他3市と対比し、ほぼ同割合。
	繰入金	類団とほぼ同割合。いなべ市は大きく、志摩市は小さい。
	市債	類団と対比し少し割合が大きく、他3市も同傾向。
歳出	人件費	類団とほぼ同割合。他3市は亀山市よりも割合が大きい。
	物件費	類団と対比し割合が大きく、他3市も同傾向。
	扶助費	類団と対比し少し割合が大きく(志摩市と同割合)、名張は割合が大きい。
	補助費等	類団、他3市と対比し、割合が極端に小さい。
	投資的経費	類団、他3市と対比し、割合が大きい。
	公債費	類団と対比し割合が小さく、他3市も同傾向。
	積立金	類団、他3市と対比し、ほぼ同割合。
	繰出金	類団、他3市と対比し、ほぼ同割合。

※物件費、扶助費、投資的経費については、他市に比べ割合が大きい。

## 主要な財政指標(一般会計)の年度推移

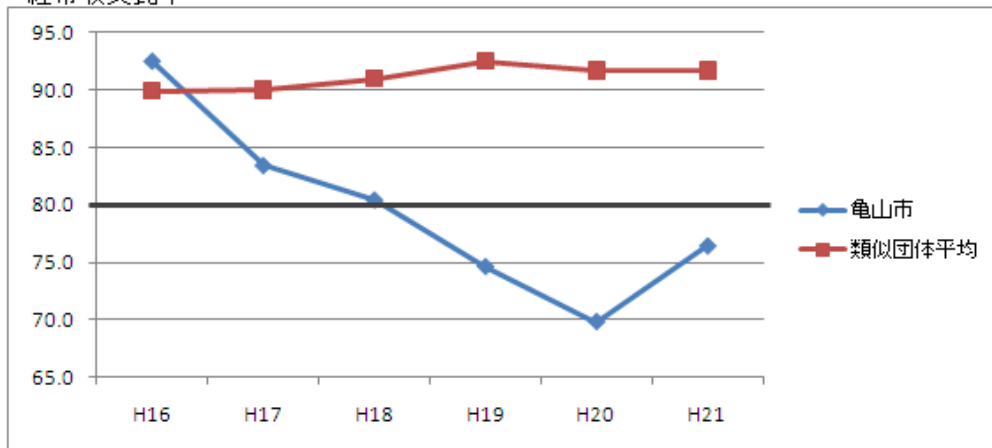
### ・財政力指数



	H16	H17	H18	H19	H20	H21
類型	I-4	I-2	I-0	I-0	I-0	
亀山市	0.813	0.893	1.018	1.197	1.326	1.388
類似団体平均	0.690	0.700	0.460	0.490	0.470	0.470

・財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示すものであり、一般財源の必要額に対し、市税等の一般財源収入額がどの程度確保されているかを表す指数です。指数が「1」に近い団体ほど財源に余裕があり、「1」を超えるると普通交付税の不交付団体となり、標準的な水準以上の行政を行うことができます。本市においては、平成18年度より3年平均の数値として「1」を超え、平成21年度においても単年度において1.339、3年平均でも1.388と引き続き不交付団体を維持している。

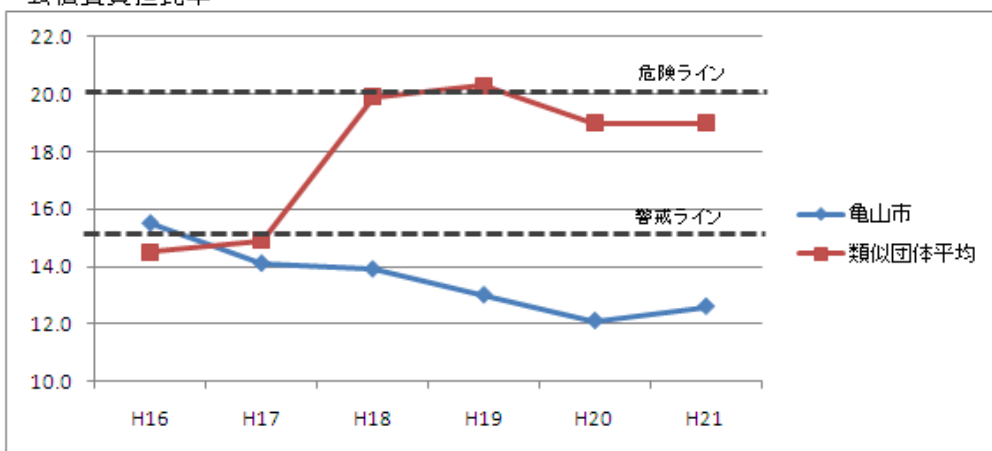
### ・経常収支比率



	H16	H17	H18	H19	H20	H21
類型	I-4	I-2	I-0	I-0	I-0	
亀山市	92.5	83.4	80.4	74.6	69.8	76.4
類似団体平均	89.9	90.0	91.0	92.5	91.7	91.7

・経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示しています。一般的には75%程度が妥当と考えられ、80%を超えるとその地方公共団体は、弾力性が失いつつあると言われています。本市においては、平成20年度から平成21年度において、市税収入の減などにより5%上昇しており、今後、70%台を維持できる行財政運営が必要である。

### ・公債費負担比率

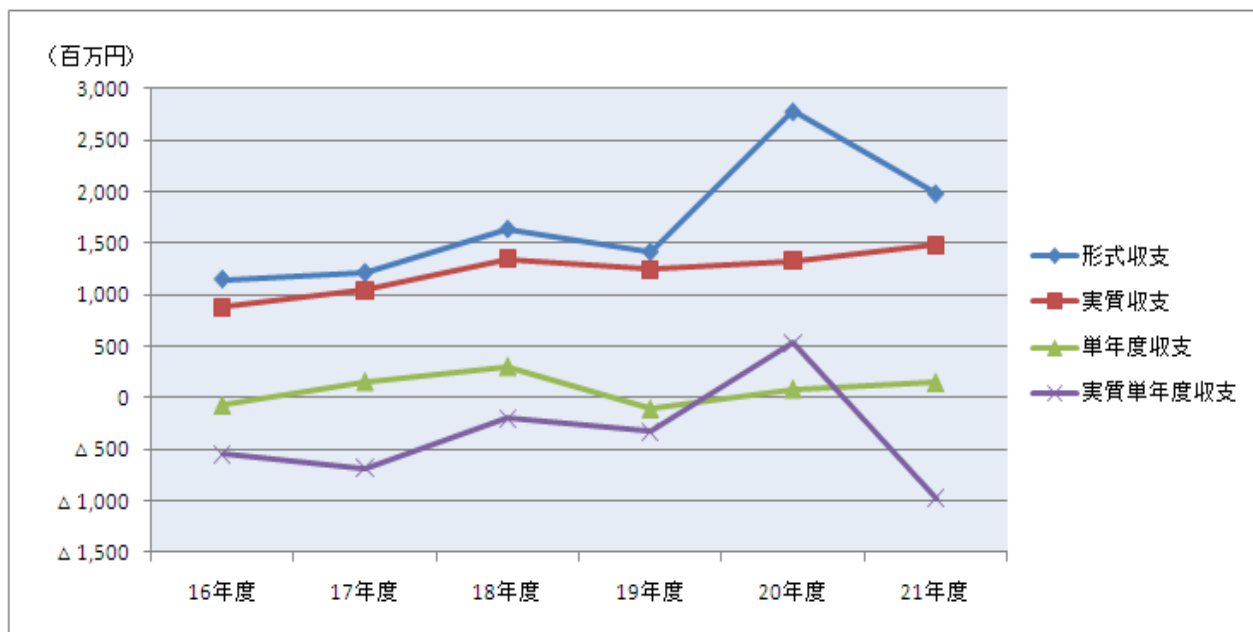


	H16	H17	H18	H19	H20	H21
類型	I-4	I-2	I-0	I-0	I-0	
亀山市	15.5	14.1	13.9	13.0	12.1	12.6
類似団体平均	14.5	14.9	19.9	20.3	19.0	19.0

・公債費負担比率とは、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合のことです。その比率が高ければ高いほど、財政構造が硬直化していると言えます。一般的に、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされることから、当市においては、ここ数年15%以下を推移しているが、今後、公債費の償還ピークを迎えるにあたり、警戒ラインを超え行政サービスに支障をきたすことも考えられることから、計画的な市債の発行に努め、15%以下を維持する財政運営が必要である。



## 実質単年度収支の推移



(単位:千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
形式収支	1,150,683	1,215,776	1,639,227	1,417,569	2,782,191	1,982,311
実質収支	881,862	1,042,685	1,349,092	1,243,930	1,332,308	1,483,207
単年度収支	△ 68,054	160,823	306,407	△ 105,162	88,378	150,898
実質単年度収支	△ 547,424	△ 683,297	△ 199,198	△ 330,372	530,179	△ 972,353

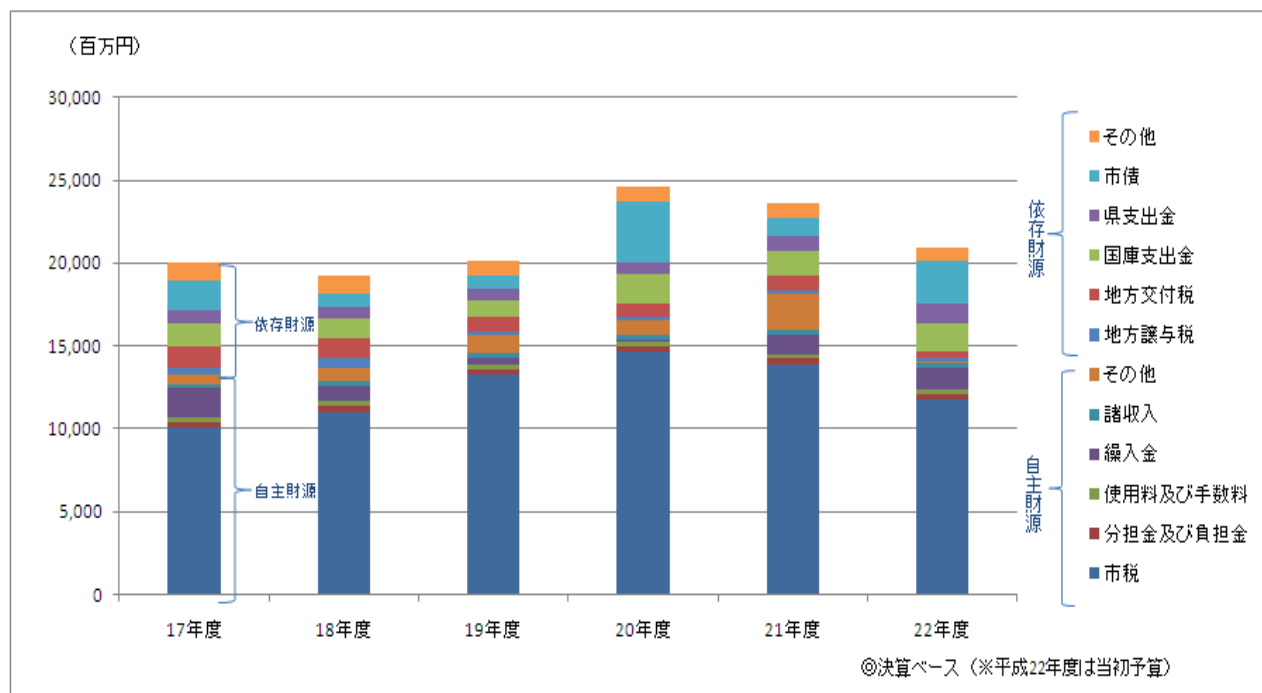
### 用語の解説

- 形式収支とは  
歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額のことで、す。
- 実質収支とは  
歳入歳出の差引額(形式収支)から継続費や繰越明許費に伴って翌年度へ繰り越すべき一般財源を控除した決算額のことで、す。地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要な指標と言われている。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断します。
- 単年度収支とは  
実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のことで、す。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額です。
- 実質単年度収支とは  
今年度と前年度の実質収支の差額に、実質的な黒字要素である基金の積立額や市債の繰上償還額と赤字要素である基金の取り崩し額を控除した実質的な単年度収支のことで、す。

・実質収支は、平成17年度以降10億円以上の実質収支となっており、黒字団体として良好な財政運営が行われている。なお、この実質収支の1/2以上を例年財政調整基金に積み立てを行っているところである。

・実質単年度収支では、平成20年度において5億3,017万9千円のプラスとなっていたが、平成21年度決算見込みでは、9億7,235万3千円の歳入不足となっている。この要因は、平成21年度において、約11億円の減債基金への積み立てを行っているが、実質単年度収支の試算にあては、積立額として加味されないことが要因となっている。

一般会計 歳入の推移



(単位: 千円)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
自主財源	市税	10,092,475	11,000,089	13,253,921	14,617,516	13,884,266	11,760,700
	分担金及び負担金	342,991	366,651	339,038	332,130	340,177	353,785
	使用料及び手数料	264,973	268,699	270,062	266,625	251,376	245,470
	繰入金	1,776,485	902,068	435,679	126,074	1,163,460	1,354,920
	諸収入	234,941	308,768	315,437	308,200	277,665	254,920
	その他	551,481	833,374	1,017,489	864,666	2,180,578	91,244
	計	13,263,346	13,679,649	15,631,626	16,515,211	18,097,522	14,061,039
依存財源	地方譲与税	392,638	606,062	243,078	235,740	209,823	229,000
	地方交付税	1,318,716	1,195,537	851,985	782,889	929,469	419,000
	国庫支出金	1,402,386	1,183,149	1,007,343	1,814,111	1,540,214	1,693,949
	県支出金	727,468	650,557	725,663	718,327	798,762	1,158,812
	市債	1,884,200	800,100	805,000	3,648,700	1,174,400	2,526,600
	その他	1,070,299	1,085,567	905,129	903,451	870,875	806,600
	計	6,795,707	5,520,972	4,538,198	8,103,218	5,523,543	6,833,961
合計	20,059,053	19,200,621	20,169,824	24,618,429	23,621,065	20,895,000	

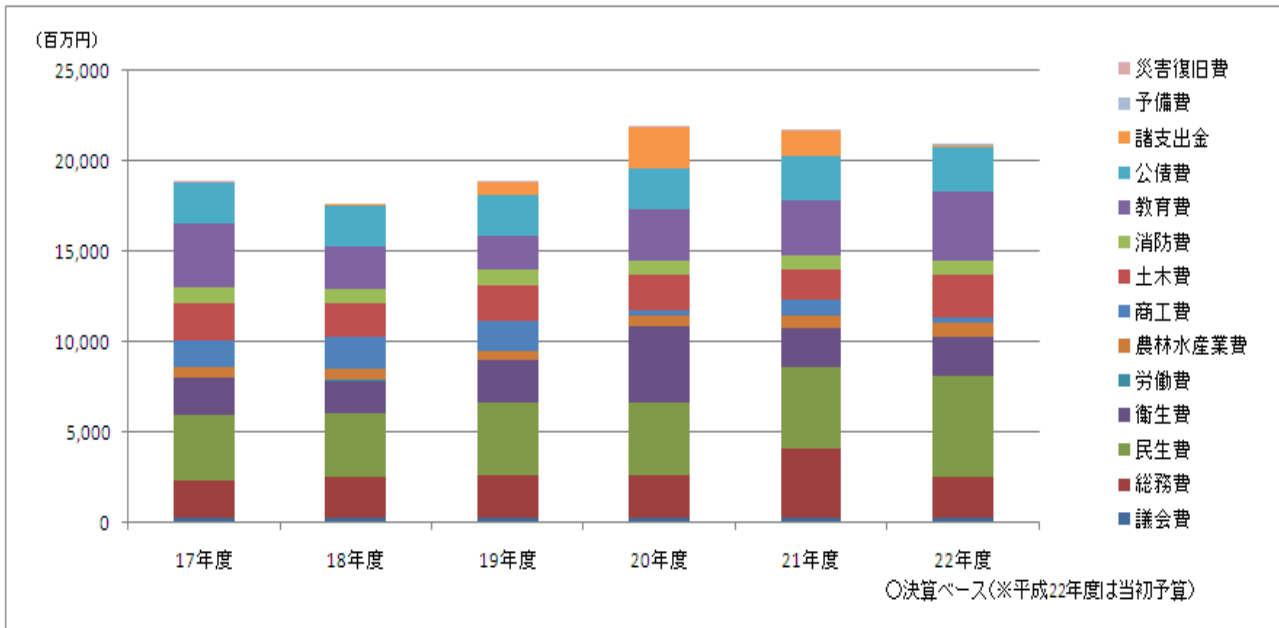
○市税については、企業立地により年々増加し、平成20年度にピークを迎えるなど順調に推移してきたが、平成21年度においては、企業収益の悪化を受け、法人市民税が減収となり、今後も償却資産の減収などもあわせ、減少するものと見込まれる。

○繰入金については、財政調整基金からの繰り入れ額によりそれぞれ決算額が増減となっている。

○地方交付税については、平成17年度より不交付団体となったものの、合併算定替による旧関町分が交付されるほか、特別交付税によるものである。

○市債について、平成20年度において、斎場建設、和賀白川線整備による合併特例債により増となっている。

一般会計 歳出の推移(目的別)

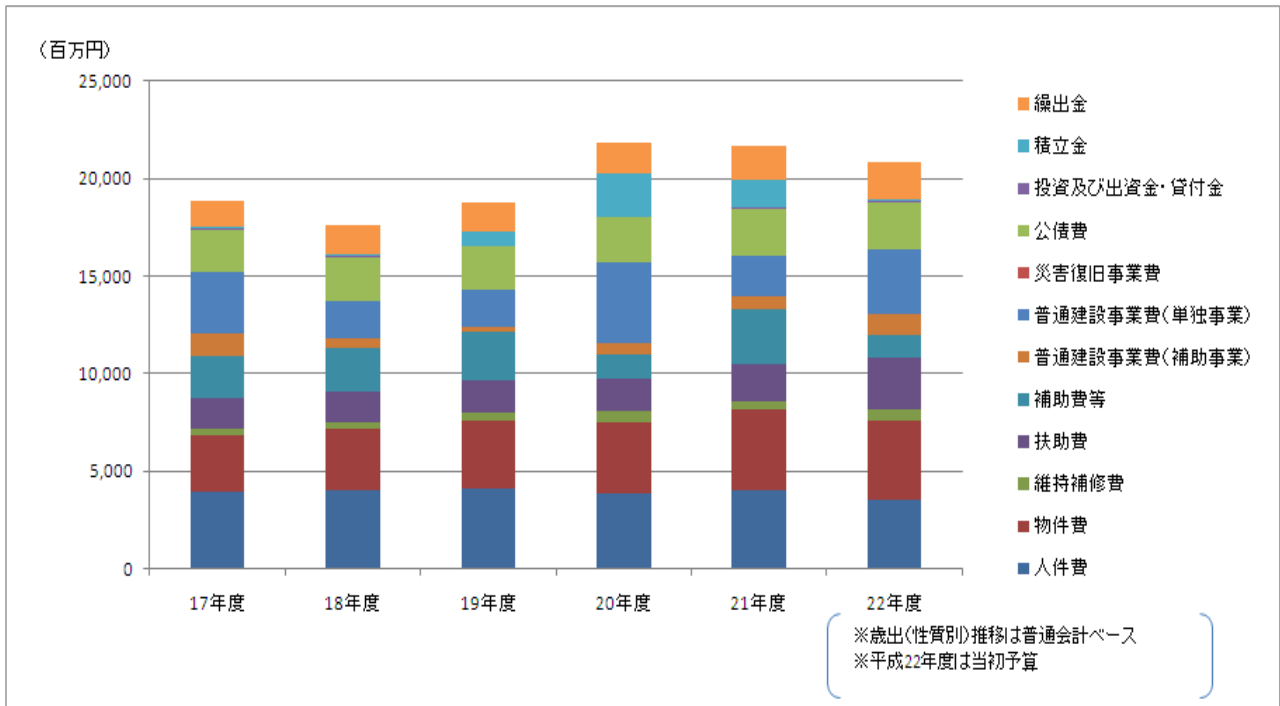


(単位:千円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 議会費	268,588	251,965	225,826	224,122	233,261	232,407
2 総務費	2,084,658	2,234,731	2,410,027	2,406,049	3,828,891	2,233,785
3 民生費	3,560,726	3,570,523	4,020,243	3,964,157	4,512,390	5,616,145
4 衛生費	2,084,926	1,784,653	2,280,074	4,230,363	2,144,853	2,144,039
5 労働費	41,096	40,103	27,674	36,699	22,641	37,891
6 農林水産業費	532,192	625,224	522,977	563,106	632,488	724,283
7 商工費	1,489,881	1,706,161	1,621,488	256,491	895,688	296,239
8 土木費	2,087,587	1,938,575	2,011,738	2,003,285	1,728,538	2,364,795
9 消防費	857,598	786,690	873,028	756,488	768,626	813,392
10 教育費	3,554,180	2,296,558	1,816,079	2,824,724	3,051,604	3,863,041
11 公債費	2,180,103	2,258,120	2,256,451	2,320,174	2,385,716	2,416,161
12 諸支出金	56,755	68,091	680,422	2,221,290	1,401,983	112,822
13 予備費	0	0	0	0	0	40,000
14 災害復旧費	44,986	0	6,228	29,289	32,073	0
合計	18,843,277	17,561,394	18,752,254	21,836,237	21,638,752	20,895,000

- 総務費において、平成21年度における増は、定額給付金事業が主な要因となっている。
- 民生費では、平成19年度で、私立保育所整備補助金、また平成21年度で、国民健康保険税特別会計への繰り出しなどが主な増の要因となっている。
- 衛生費における、平成20年度の増は、斎場建設事業が要因となっている。
- 商工費については、シャープへの産業振興奨励金が平成21年度において終了した。なお、平成20年度における減は、産業振興奨励金を平成21年度に繰越したことによるものである。
- 教育費については、平成17年度に、亀山西小学校の改築、平成20年度には西野公園体育館の耐震化、また平成21年度、22年度は、関中学校、亀山中学校などの改築により増となっている。
- 諸支出金については、平成20年度において市民まちづくり基金、関宿にぎわいづくり基金の創設、また財政調整基金の繰り出しが増の要因となっている。

普通会計 歳出の推移(性質別)



(単位:千円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	3,923,608	4,010,825	4,099,560	3,830,493	3,998,779	3,541,390
物件費	2,947,116	3,187,982	3,454,996	3,629,609	4,134,715	4,074,193
維持補修費	308,858	310,994	431,288	575,100	452,144	518,843
扶助費	1,534,824	1,534,298	1,681,692	1,658,652	1,888,255	2,698,976
補助費等	2,156,133	2,294,560	2,462,419	1,301,146	2,819,726	1,109,082
普通建設事業費	4,291,820	2,361,674	2,125,066	4,659,844	2,723,963	4,425,669
補助事業費	1,183,289	497,651	225,190	527,176	695,807	1,122,924
単独事業費	3,108,531	1,864,023	1,899,876	4,132,668	2,028,156	3,302,745
災害復旧事業費	44,986	0	6,228	29,507	32,891	0
公債費	2,180,103	2,258,120	2,256,451	2,320,174	2,385,716	2,416,161
投資及び出資金・貸付金	56,259	56,593	42,460	45,200	42,897	59,422
積立金	56,755	68,091	680,423	2,221,290	1,400,105	112,822
繰出金	1,344,342	1,480,077	1,512,757	1,565,222	1,759,561	1,898,442
予備費	0	0	0	0	0	40,000
合計	18,844,804	17,563,214	18,753,340	21,836,237	21,638,752	20,895,000

- 物件費については、賃金や情報機器、施設設備等の管理費など年々増加傾向にあり、平成21年度での増は、学校ICT環境整備事業や消防通信指令設備などが主な要因となっている。
- 扶助費についても年々増加傾向にあり、平成21年度では、小中学校医療費無料化、また平成22年度では、子ども手当などが主な要因となっている。
- 補助費については、産業振興奨励金の繰越しにより、平成20年度で減となったが、平成21年度では、産業振興奨励金や定額給付金、市税還付金により増額となっている。
- 普通建設事業については、平成20年度は斎場建設事業や西野公園体育館耐震化工事、また平成22年度は関中学校、亀山中学校の改築により増となっている。
- 積立金については、平成20年度において、市民まちづくり基金、関宿にぎわいづくり基金創設により増加している。平成21年度については減価基金への積立が主なものとなっている。

# 亀山市行財政改革大綱 体系図

